

令和 7 年度 公文書開示（10月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（10月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
12	R7. 10. 8	R7. 10. 21	東京都特別支援学校高等部の令和5年度および令和6年度の卒業生（学校別および在住別）について進路先状況（大学/専門学校/企業就労/就労移行支援/就労継続支援A型/就労継続支援B型/生活介護/その他）がわかる統計資料					1											作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
13	R7. 10. 8	R7. 10. 21	・令和7年3月27日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和6年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校 ・令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	35	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課
14	R4. 9. 17	R7. 10. 24	3教人職第1493号　〇〇〇〇公立学校教員に対する懲戒処分等について	40		1					1				1				・開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） 等	教育庁人事部職員課
15	R4. 11. 14	R7. 10. 24	（1）4教人職第1433号　公立学校教員に対する懲戒処分について （2）令和4年11月9日付け発令通知書 （3）4教人職第1748号　教員に対する処分について （4）4教人職第689号　教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮問） （5）4懲分審第6号　教職員等に対する懲戒処分等の審査について（答申） （6）4教人職第1364号　教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮問） （7）4懲分審第13号　教職員等に対する懲戒処分等の審査について（答申）	64		1					1				1				・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・開示が前提となると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 等	教育庁人事部職員課

令和7年度 公文書開示（10月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
16	R7. 10. 13	R7. 10. 27	東京都教育委員会公益通報弁護士相談窓口に通報された「〇〇〇〇」に関する調査及び是正措置に関する一連の文書 【請求内容】 次の文書について開示を求める 1 東京都教育委員会から発出された調査依頼文書 2 東京都教育委員会へ提出された調査結果報告書 3 東京都教育委員会内部で作成された、上記報告書の検討・評価に関する文書 4 東京都教育委員会が行った是正指導又は再発防止措置に関する文書 5 上記に関連して東京都教育委員会が受領又は作成した参考資料（調査経過メモ、会議記録等）						1	1					1				請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、不開示情報を開示してしまうこととなるため	教育庁総務部総務課
17	R7. 10. 16	R7. 10. 27	「〇〇〇〇」（〇〇〇〇代表）が東京都教育委員会に宛てて提出した「公開質問状」				1								1				公にすることにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	教育庁総務部広報統計課
18	R7. 10. 20	R7. 10. 27	いじめ事案に関し、学校および東京都教育委員会が作成または受理した報告書、調査記録、協議記録、議事録など、当該事案の経過および対応に関する一切の文書について、教育行政の対応過程を検証し、学校および教育委員会がどのように再発防止・被害回復に取り組んだのかを明らかにすることで、教育現場における安全確保と信頼回復を図るとともに、同様の事案の再発防止に資するため開示を請求します。						1	1					1				請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、不開示情報を開示してしまうこととなるため	都立〇〇学校
19	R7. 10. 16	R7. 10. 28	矢口特別支援学校第一校舎施設台帳図面作成に係る内訳書 矢口特別支援学校第一校舎施設台帳図面成果物一式	14		1							1						公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部特別支援教育課
20	R7. 9. 2	R7. 10. 31	事業の方針変更等に関する覚書起案原議	29		1						1			1				・公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課